

平成十四年内閣府・法務省令第五号

社債、株式等の振替に関する命令

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、社債等の振替に関する命令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 社債の振替（第三条―第十条）
- 第三章の二 地方債等の振替（第十条の二―第十一条の十一）
- 第二章の三 受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十条の十八）
- 第三章 株式の振替（第十一条―第二十六条）
- 第四章 新株予約権の振替（第二十七条―第三十五条）
- 第五章 新株予約権付社債の振替（第三十六条―第四十五条）
- 第六章 投資口等の振替（第四十六条―第五十一条）
- 第七章 組織変更等に係る振替（第五十二条―第五十九条）
- 第八章 雑則（第六十条―第六十二条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この命令において、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）の用語と同一の用語は、それぞれ法の用語と同一の意味をもつものとする。

（振替口座簿の電磁的記録の方法）

第二条 法第六十八条第六項（法第十三条、第一百十五号、第六十七条、第二百二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の四第六項、第二百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第六項（法第二百四十七号の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第九百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用す

る場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

第二章 社債の振替

（振替機関への通知事項）

第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。） 次に掲げる事項
 - イ 当該振替社債の総額
 - ロ 当該振替社債の債管理理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十四条の二の規定による委託に係る契約の内容
 - ハ 各当該振替社債の金額
 - ニ 当該振替社債の利率
 - ホ 当該振替社債の償還の方法及び期限
 - ヘ 利息支払の方法及び期限
 - ト 会社が合同して当該振替社債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分
 - チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替社債に担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が付されている場合にあつては、同法第二十六号各号に掲げる事項
 - リ 当該振替社債が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第七号に規定する信託社債であるときは、当該振替社債についての信託を特定するために必要な事項
- 二 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債に限る。） 前号イ、ハ及びトに掲げる事項

（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知）

第四条 法第六十九条の二第一項に規定する主務省令で定める場合は、合併、株式交換又は株式移転に際して振替社債を交付する場合とする。

（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知者）

第五条 法第六十九条の二第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 合併に際して振替社債を交付する場合 合併により消滅する会社
- 二 株式交換に際して振替社債を交付する場合 株式交換をする株式会社
- 三 株式移転に際して振替社債を交付する場合 株式移転をする株式会社
- 四 会社が社債権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方

第六条 法第六十九条の二第一項に規定する社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 三 発行者が取得条項付新株予約権（会社法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下同じ。）の取得の対価として振替社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。） 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。以下同じ。）
- 四 発行者が取得条項付新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債をいう。以下同じ。）の取得の対価として振替社債を交付する場合 取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者
- 五 合併に際して振替社債を交付する場合 次

（合併により消滅する株式会社）

六 株式交換に際して振替社債を交付する場合は登録株式質権者

（株式移転に際して振替社債を交付する場合は登録株式質権者）

七 株式移転に際して振替社債を交付する場合は登録株式質権者

（社債権者等に対する通知事項）

第七条 法第六十九条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 その旨
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替社債を交付する場合 その旨
- 三 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替社債を交付する場合（次号に掲げる場合を除く。） その旨
- 四 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替社債を交付する場合 その旨
- 五 合併、株式交換又は株式移転に際して振替社債を交付する場合 その旨

（特別口座開設等請求権者）

第八条 法第七十条の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 三 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権を取得した者又は当該取得条項付新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて新株予約権原簿に記載又は記録がされていないもの
- 四 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付する振替社債について法第六十九条第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権付社債を取得した者又は当該

を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

九 発行者が株式移転に際して交付する振替株式について法第三十条第一項の通知をした場合 当該通知の前に当該株式移転をする株式会社株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

第十七条 法第三十三條第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

第十八条 法第三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第三十三條第二項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合

第十八条 法第三十三條第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十三條第二項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合 二 法第三十三條第二項の取得者等が、株券発行会社(会社法第一百七七條第七項に規定する株券発行会社をいう。)が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日から一年以内に、法第三十三條第二項の加入者の口座に記載又は記録がされた株式に係る株券及び当該廃止の日の前に当該株式を取得し、又は当該株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して請求した場合 (合併等に際して通知すべき事項)

第十九条 法第三十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、株式の内容とする。

(総株主通知における通知事項) 第二十条 法第五十一條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 発行者が次のイからハまでに掲げる者である場合において、加入者が当該イからハまでに定める者であるときは、その旨

イ 放送法(昭和二十五年法律第三十三號)第六十六條第一項に規定する基幹放送事業者 同項に規定する外国人等 口 放送法第六十五條第一項に規定する基幹放送局提供事業者 同項に規定する外国人等

ハ 放送法第六十一條第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等

二 発行者が航空法(昭和二十七年法律第二三十一號)第二十條の二第一項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定するその持株会社等である場合において、加入者が同項に規定する外国人等であるときは、その旨

三 発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五號)第六條第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

(特別株主の申出)

第二十一条 法第五十一條第二項第一号に規定する申出は、振替株式を担保の目的で譲り受けた加入者が、その直近上位機関に対し、株主として同条第一項の通知をする者の氏名又は名称及び住所、当該振替株式の数並びにその数に係る法第二十九條第三項第六号に掲げる事項を示してするものとする。

(登録株式質権者の通知)

第二十二条 法第五十一條第三項に規定する主務省令で定める事項は、同項の質権者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときに掲げるその氏名又は名称及び住所とする。(基準日等の通知) 第二十三条 法第五十一條第七項に規定する通知は、同条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる場合において、同条第四号に掲げる日の二週間前の日までに、同条第四号に掲げる場合にあっては同条の発行者が同条第七項の振替機関に法第十三條第一項の同意を与える日(当該発行者が同条の事業年度の開始の日を変更するときは、当該変更の効力が生ずる日の二週間前の日まで)に、しなければならない。

法第五十一條第七項に規定する主務省令で定める事項は、同条第一号に掲げる場合における会社法第二十四條第二項に規定する権利の内容とする。

2 法第五十一條第七項に規定する主務省令で定める事項は、同条第一号に掲げる場合における会社法第二十四條第二項に規定する権利の内容とする。(株主名簿に記載等をすべき事項) 第二十四条 法第五十二條第一項に規定する主務省令で定めるものは、通知事項及び法第五十一條第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により示された事項の全部とする。(個別株主通知事項) 第二十五条 法第五十四條第三項に規定する主務省令で定める事項は、第二十條各号に掲げる事項とする。

(株券喪失登録) 第二十六条 法第五十九條第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一 会社法第二百二十五條第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 当該申請をした者 二 会社法第二百二十六條第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 申請により株券喪失登録の日(会社法第二百二十一條第四号に規定する株券喪失登録日をいう。)の翌日から起算して一年を経過した場合(当該期間が経過する前に株券喪失登録が抹消された場合を除く。) 株券喪失登録者

第四章 新株予約権の振替

第二十七条 法第六十六條第一項第九号に規定する主務省令で定める事項は、新株予約権の内容とする。(会社法が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知) 第二十八条 法第六十七條第一項に規定する主務省令で定める場合は、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権(会社分割にあつては、会社分割をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して交付するものに限る。次条第二号、第三十條第七号、第三十一條第六号及び第三十二條第七号において同じ。)を交付する場合とする。(会社が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知) 第二十九条 法第六十七條第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

合併に際して振替新株予約権を交付する場合

一 合併に際して振替新株予約権を交付する場合 合併により消滅する株式会社 二 会社分割に際して振替新株予約権を交付する場合 会社分割をする株式会社 三 株式交換に際して振替新株予約権を交付する場合 株式交換をする株式会社 四 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 株式移転をする株式会社 (会社が新株予約権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方) 第三十條 法第六十七條第一項に規定する新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合

取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者 三 発行者が新株予約権無償割当て(会社法第二百七十七條以下に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)として振替新株予約権を株主に割り当てた場合 当該株主又はその登録株式質権者 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合(次号に掲げる場合を除く。) 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 六 合併に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

次に掲げる者

イ 合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 合併により消滅する持分会社の社員 三 合併により消滅する株式会社の新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 七 会社分割に際して振替新株予約権を交付する場合 会社分割をする株式会社の株主又は登録株式質権者 八 株式交換に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

次に掲げる者

イ 株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式交換をする株式会社の株主又は登録株式質権者 九 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

イ 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者

ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者 新株予約権者又は登録新株予約権者 九 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者 三 発行者が新株予約権無償割当て(会社法第二百七十七條以下に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)として振替新株予約権を株主に割り当てた場合 当該株主又はその登録株式質権者 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合(次号に掲げる場合を除く。) 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 六 合併に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

次に掲げる者

イ 合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 合併により消滅する持分会社の社員 三 合併により消滅する株式会社の新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権者 七 会社分割に際して振替新株予約権を交付する場合 会社分割をする株式会社の株主又は登録株式質権者 八 株式交換に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

次に掲げる者

イ 株式交換をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式交換をする株式会社の株主又は登録株式質権者 九 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

次に掲げる者

イ 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者

次に掲げる者

イ 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者

次に掲げる者

イ 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者

ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者 新株予約権者又は登録新株予約権者 九 株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 次に掲げる者

イ 株式移転をする株式会社の株式の株主又は登録株式質権者 ロ 株式移転をする株式会社の株主又は登録株式質権者

(新株予約権者等に対する通知事項)
第三十一条 法第六十七條第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 その旨
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 その旨
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権を株主に割り当てる場合 その旨
- 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合(次号に掲げる場合を除く) その旨
- 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権を交付する場合 その旨
- 六 合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して振替新株予約権を交付する場合 その旨

(特別口座開設等請求権者)
第三十二条 法第六十九條第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付株式を取得した者又は当該取得条項付株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該全部取得条項付種類株式を取得した者又は当該全部取得条項付種類株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして株主に割り当てる振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合(次号に掲げる場合を除く) 当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権を取得した者又は当該取得条項付新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該取得条項付新株予約権付社債を取得した者又は当該取得条項付新株予約権付社債を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 六 発行者が合併に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 次に掲げる者
 - イ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の新株予約権を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 七 発行者が会社分割に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該会社分割をする株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 八 発行者が株式交換に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 次に掲げる者
 - イ 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

- 九 発行者が株式移転に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知をした場合 次に掲げる者
 - イ 当該通知の前に当該株式移転をする株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
 - ロ 当該通知の前に当該株式移転をする株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 十 発行者が合併に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 次に掲げる者
 - イ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 十一 発行者が会社分割に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 当該通知又は申請の前に当該会社分割をする株式会社の株式を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
- 十二 発行者が株式交換に際して交付する振替新株予約権について法第六十六條第一項の通知又は振替の申請をした場合 次に掲げる者
 - イ 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の株式を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該株式交換をする株式会社の新株予約権を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

(特別口座開設等請求の添付書面)
第三十三条 法第六十九條第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権付社債を株主に割り当てる場合 当該株主又はその登録株式質権者
- 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合(次号に掲げる場合を除く) 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者
- 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者
- 六 合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 次に掲げる者
 - イ 合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

号及び第四十一条第七号において同じ。)を交付する場合とする。(会社が新株予約権付社債権者等の口座を知る事ができない場合における通知者)
第三十八条 法第九十六條第一項に規定する当該会社に準ずる者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 合併により消滅する会社
- 二 会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 会社分割をする株式会社
- 三 株式交換に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式交換をする株式会社
- 四 株式移転に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 株式移転をする株式会社(会社が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合における通知の相手方)

(特別口座開設等請求における通知の相手方)
第三十九条 法第九十六條第一項に規定する振替新株予約権付社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 発行者が取得条項付株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 取得条項付株式の株主又は登録株式質権者
- 二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 全部取得条項付種類株式の株主又は登録株式質権者
- 三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替新株予約権付社債を株主に割り当てる場合 当該株主又はその登録株式質権者
- 四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合(次号に掲げる場合を除く) 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者
- 五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取得の対価として振替新株予約権付社債を交付する場合 取得条項付新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者又は登録新株予約権質権者
- 六 合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合 次に掲げる者
 - イ 合併により消滅する株式会社の株式の株主又は登録株式質権者
 - ロ 当該通知又は申請の前に当該合併により消滅する株式会社の株式を取得した者又は当該新株予約権を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないもの

ロ 合併により消滅する持分会社の社員
ハ 合併により消滅する株式会社の新株予約
権付社債に付された新株予約権の新株予約
権者又は登録新株予約権質権者

七 会社分割に際して振替新株予約権付社債を
交付する場合 会社分割をする株式会社の新
株予約権付社債に付された新株予約権の新株
予約権者又は登録新株予約権質権者
八 株式交換に際して振替新株予約権付社債を
交付する場合 次に掲げる者
イ 株式交換をする株式会社の新株予約権
又は登録株式質権者
ロ 株式交換をする株式会社の新株予約権付
社債に付された新株予約権の新株予約権者
又は登録新株予約権質権者

九 株式移転に際して振替新株予約権付社債を
交付する場合 次に掲げる者
イ 株式移転をする株式会社の新株予約権
又は登録株式質権者
ロ 株式移転をする株式会社の新株予約権付
社債に付された新株予約権の新株予約権者
又は登録新株予約権質権者

十 株式移転をする株式会社の新株予約権付
社債に付された新株予約権の新株予約権者
又は登録新株予約権質権者

第四十条 法第九十六條第一項第四号に規定す
る主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じて、当該各号に定める事項と
する。

一 発行者が取得条項付株式の取得の対価とし
て振替新株予約権付社債を交付する場合 そ
の旨
二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の
対価として振替新株予約権付社債を交付する
場合 その旨
三 発行者が新株予約権無償割当てとして振替
新株予約権付社債を株主に割り当てる場合
その旨

四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対
価として振替新株予約権付社債を交付する場
合（次号に掲げる場合を除く。）その旨
五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取
得の対価として振替新株予約権付社債を交付
する場合 その旨
六 合併、会社分割、株式交換又は株式移転に
際して振替新株予約権付社債を交付する場
合 その旨

（特別口座開設等請求権者）
第四十一条 法第九十八條第二項に規定する主
務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の

区分に応じて、当該各号に定める者又はその相
続人その他の一般承継人とする。
一 発行者が取得条項付株式の取得の対価とし
て交付する振替新株予約権付社債について法
第九十五條第一項の通知又は振替の申請をし
た場合 当該通知又は申請の前に当該取得
条項付株式を取得した者又は当該取得条項付
株式を目的とする質権の設定を受けた者であ
つて株主名簿に記載又は記録がされていない
もの
二 発行者が全部取得条項付種類株式の取得の
対価として交付する振替新株予約権付社債に
ついて法第九十五條第一項の通知又は振替
の申請をした場合 当該通知又は申請の前に
当該全部取得条項付種類株式を取得した者又
は当該全部取得条項付種類株式を目的とする
質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記
載又は記録がされていないもの
三 発行者が新株予約権無償割当てとして株主
に割り当てる振替新株予約権付社債について
法第九十五條第一項の通知又は振替の申請
をした場合 当該通知又は申請の前に当該新
株予約権無償割当てを受ける株主の有する株
式を取得した者又は当該株式を目的とする質
権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載
又は記録がされていないもの
四 発行者が取得条項付新株予約権の取得の対
価として交付する振替新株予約権付社債につ
いて法第九十五條第一項の通知又は振替の申
請をした場合（次号に掲げる場合を除く。）
当該通知又は申請の前に当該取得条項付新
株予約権を取得した者又は当該取得条項付新
株予約権を目的とする質権の設定を受けた者
であつて新株予約権原簿に記載又は記録がさ
れていないもの
五 発行者が取得条項付新株予約権付社債の取
得の対価として交付する振替新株予約権付社
債について法第九十五條第一項の通知又は
振替の申請をした場合 当該通知又は申請の
前に当該取得条項付新株予約権付社債を取
得した者又は当該取得条項付新株予約権付社
債を目的とする質権の設定を受けた者であつ
て新株予約権原簿に記載又は記録がされてい
ないもの
六 発行者が合併に際して交付する振替新株予
約権付社債について法第九十五條第一項の
通知又は振替の申請をした場合 次に掲げ
る者

イ 当該通知又は申請の前に当該合併により
消滅する株式会社の株式を取得した者又は
当該株式を目的とする質権の設定を受けた
者であつて株主名簿に記載又は記録がされ
ていないもの
ロ 当該通知又は申請の前に当該合併により
消滅する株式会社の新株予約権付社債を取
得した者又は当該新株予約権付社債を目的
とする質権の設定を受けた者であつて新株
予約権原簿に記載又は記録がされていない
もの

七 発行者が会社分割に際して交付する振替新
株予約権付社債について法第九十五條第一
項の通知又は振替の申請をした場合 当該通
知又は申請の前に当該会社分割をする株式会
社の新株予約権付社債を取得した者又は当該
新株予約権付社債を目的とする質権の設定を
受けた者であつて新株予約権原簿に記載又は
記録がされていないもの
八 発行者が株式交換に際して交付する振替新
株予約権付社債について法第九十五條第一
項の通知又は振替の申請をした場合 次に掲
げる者
イ 当該通知又は申請の前に当該株式交換を
する株式会社の株式を取得した者又は当該
株式を目的とする質権の設定を受けた者であ
つて株主名簿に記載又は記録がされてい
ないもの
ロ 当該通知又は申請の前に当該株式交換を
する株式会社の新株予約権付社債を取得し
た者又は当該新株予約権付社債を目的とす
る質権の設定を受けた者であつて新株予約
権原簿に記載又は記録がされていないもの
九 発行者が株式移転に際して交付する振替新
株予約権付社債について法第九十五條第一
項の通知をした場合 次に掲げる者
イ 当該通知の前に当該株式移転をする株式
会社の株式を取得した者又は当該株式を目
的とする質権の設定を受けた者であつて株
主名簿に記載又は記録がされていないもの
ロ 当該通知の前に当該株式移転をする株式
会社の新株予約権付社債を取得した者又は
当該新株予約権付社債を目的とする質権の
設定を受けた者であつて新株予約権原簿に
記載又は記録がされていないもの

（特別口座開設等請求の添付書面）
第四十二条 法第九十八條第二項に規定する主
務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の

請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項
の判決と同一の効力を有するものとする。
（特別口座開設等請求ができる場合）
第四十三条 法第九十八條第二項に規定する主
務省令で定める場合は、同項の取得者等が同項
の加入者の相続人その他の一般承継人である場
合において、相続を証する書面その他の一般承
継を証する書面を提出して請求した場合とす
る。

（新株予約権の行使時等における通知事項）
第四十四条 法第二百二條第三項第三号及び第二
百三條第三項第四号に規定する主務省令で定め
る事項は、第三條第一号に定める事項及び新株
予約権の内容とする。
（総新株予約権付社債権者通知における通知事
項）
第四十五条 法第二百十八條第一項に規定する主
務省令で定める事項は、第二十條各号に掲げる
事項とする。

第六章 投資口等の振替
（投資口に関する株式に係る規定の準用）
第四十六条 第十一條の規定は法第二百二十八條
第一項において準用する法第三百十條第一項第
九号に規定する主務省令で定める事項につい
て、第十二條の規定は法第二百二十八條第一項
において準用する法第三百十一條第一項に規定
する主務省令で定める場合について、第十三條
（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百
二十八條第一項において準用する法第三百十一
條第一項に規定する当該投資法人に準ずる者
として主務省令で定めるものについて、第十四條
（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規
定は法第二百二十八條第一項において準用する
法第三百十一條第一項に規定する投資主又は登
録投資口質権者となるべき者として主務省令で
定めるものについて、第十五條（第一号及び第
七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二
十八條において読み替えて準用する法第三百三
十一條第一項第四号に規定する主務省令で定め
る事項について、第十六條（第一号及び第七号に
係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八條
第一項において準用する法第三百三十三條第二
項に規定する主務省令で定める者について、第
十七條の規定は法第二百二十八條第一項にお
いて準用する法第三百三十三條第二項に規定す
る主務省令で定めるものについて、第十八條の
規定は法第二百二十八條第一項において準用す
る法第二百二十八條第一項に規定する法第

請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項
の判決と同一の効力を有するものとする。
（特別口座開設等請求ができる場合）
第四十三条 法第九十八條第二項に規定する主
務省令で定める場合は、同項の取得者等が同項
の加入者の相続人その他の一般承継人である場
合において、相続を証する書面その他の一般承
継を証する書面を提出して請求した場合とす
る。
（新株予約権の行使時等における通知事項）
第四十四条 法第二百二條第三項第三号及び第二
百三條第三項第四号に規定する主務省令で定め
る事項は、第三條第一号に定める事項及び新株
予約権の内容とする。
（総新株予約権付社債権者通知における通知事
項）
第四十五条 法第二百十八條第一項に規定する主
務省令で定める事項は、第二十條各号に掲げる
事項とする。
第六章 投資口等の振替
（投資口に関する株式に係る規定の準用）
第四十六条 第十一條の規定は法第二百二十八條
第一項において準用する法第三百十條第一項第
九号に規定する主務省令で定める事項につい
て、第十二條の規定は法第二百二十八條第一項
において準用する法第三百十一條第一項に規定
する主務省令で定める場合について、第十三條
（第一号に係る部分に限る。）の規定は法第二百
二十八條第一項において準用する法第三百十一
條第一項に規定する当該投資法人に準ずる者
として主務省令で定めるものについて、第十四條
（第一号及び第七号に係る部分に限る。）の規
定は法第二百二十八條第一項において準用する
法第三百十一條第一項に規定する投資主又は登
録投資口質権者となるべき者として主務省令で
定めるものについて、第十五條（第一号及び第
七号に係る部分に限る。）の規定は法第二百二
十八條において読み替えて準用する法第三百三
十一條第一項第四号に規定する主務省令で定め
る事項について、第十六條（第一号及び第七号に
係る部分に限る。）の規定は法第二百二十八條
第一項において準用する法第三百三十三條第二
項に規定する主務省令で定める者について、第
十七條の規定は法第二百二十八條第一項にお
いて準用する法第三百三十三條第二項に規定す
る主務省令で定めるものについて、第十八條の
規定は法第二百二十八條第一項において準用す
る法第二百二十八條第一項に規定する法第

(保険会社である新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併設立会社の振替株式を交付しようとするときに、関係する株式に係る規定の準用)

第五十八條 第十九條の規定は、法第二百六十三條において準用する法第三百三十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に對して新設合併設立会社金融商品取引所の振替株式を交付しようとするときに、関係する株式に係る規定の準用)

第五十九條 第十九條の規定は、法第二百七十七條において準用する法第三百三十八條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

第八章 雜則
(電磁的方法による提供)
第六十條 社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。)第十四條第二号(令第十六條、第十七條、第十九條、第二十一條及び第二十三條から第二十七條まで)において準用する場合を含む。に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 令第十四條第三号(令第十六條、第十七條、第十九條、第二十一條及び第二十三條から第二十七條まで)において準用する場合を含む。、第四十一條(令第六十條、第六十二條及び第六十四條において準用する場合を含む。)、第五十條(令第六十五條の二及び第六十六條において準用する場合を含む。)、及び第五十九條(令第六十七條及び第六十九條において準用する場合を含む。))に規定する内閣府令・法務省令で定める電磁的方法は、振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

3 前二項に規定する方法は、加入者又は情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)
第六十一條 令第八十四條に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該口座を自己の口座とする加入者の相続人その他の一般承継人
二 当該口座に記載又は記録がされている振替受益権、振替株式、振替投資口、法第二百三十四條第一項に規定する振替優先出資又は法第二百三十七條第一項に規定する振替優先出資(以下この条において「振替株式等」という。)の発行者(当該発行者が、当該振替株式等に係る事項のみに関する法第二百七十七條の規定による請求(以下この条において「情報提供請求」という。)をする場合に限り、)

三 法第二百二十七條の八第二項の取得者等(当該取得者等が、同項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた受益権に係る受益証券又は当該受益権を取得し、若しくは当該受益権を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、同項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替受益権の数のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

四 法第三十三條第二項(法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。)

以下この号において同じ。)の取得者等(当該取得者等が、法第三百三十三條第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二條第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資(以下この条において「株式等」という。)に係る株券、投資証券、法第二百三十四條第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八條第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、法第三百三十三條第二項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員(以下この号及び第七号において「株主等」という。)(当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員(以下この号において「特別株主等」という。)(当該特別株主等が、当該特別株主等について法第二百五十一條第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

七 法第二百五十五條第一項(法第二百二十八條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。)、第二百五十九條第一項、第二百六十六條第一項及び第二百七十三條第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をした振替株式等の株主等(当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

(特定個人情報の提供)
第六十二條 振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この条に

おいて同じ。)の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程(これらの振替機関が法第九條第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。)の定めるところにより、社債等の発行者(これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第二十三條各号に掲げる者を含む。))又は他の振替機関等に対し、当該振替機関又は当該口座管理機関の加入者の特定個人情報(金融庁長官が定めるものに限る。)を提供するものとする。

附則
(施行期日)
第一條 この命令は、平成十五年一月六日から施行する。

(振替受入簿の記載又は記録事項)
第二條 法附則第十二條第一項第三号(法附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十條第二項及び第五十一條第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替受入簿の記載又は記録を申請した者の氏名又は名称及び住所
二 当該記載又は記録をした年月日
三 特例社債、特例地方債、特例投資法人債、相互会社の特例社債、特例特定社債、特例特別法人債及び特例外債が登録債である場合には、その旨及び登録機関の名称

2 第二條の規定は、法附則第十二條第二項(法附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十條第二項及び第五十一條第三項において準用する場合を含む。))において準用する法第六十八條第六項及び法附則第四十三條第二項において準用する法第二百二十七條の四

第一項、第二百三十五條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。

以下この号において同じ。)の取得者等(当該取得者等が、法第三百三十三條第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二條第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資(以下この条において「株式等」という。)に係る株券、投資証券、法第二百三十四條第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八條第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、同項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替受益権の数のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

四 法第三百三十三條第二項(法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。)

以下この号において同じ。)の取得者等(当該取得者等が、法第三百三十三條第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二條第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資(以下この条において「株式等」という。)に係る株券、投資証券、法第二百三十四條第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八條第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、同項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替受益権の数のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

五 当該口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式等の株主、投資主、優先出資者又は優先出資社員(以下この号及び第七号において「株主等」という。)(当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

六 当該口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式等の特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別優先出資社員(以下この号において「特別株主等」という。)(当該特別株主等が、当該特別株主等について法第二百五十一條第二項第一号に規定する申出がされた振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

七 法第二百五十五條第一項(法第二百二十八條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。)、第二百五十九條第一項、第二百六十六條第一項及び第二百七十三條第一項に規定する買取口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該買取口座を振替先口座とする振替の申請をした振替株式等の株主等(当該株主等が、当該株主等についての当該振替株式等に係る事項のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

以下この号において同じ。)の取得者等(当該取得者等が、法第三百三十三條第二項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた株式、投資口、法第二條第一項第十六号に規定する優先出資若しくは同項第十七号に規定する優先出資(以下この条において「株式等」という。)に係る株券、投資証券、法第二百三十四條第一項に規定する優先出資証券若しくは法第二百三十八條第一項に規定する優先出資証券又は当該株式等を取得し、若しくは当該株式等を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、同項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替受益権の数のみに関する情報提供請求をする場合に限り、)

四 法第三百三十三條第二項(法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項及び第二百三十九條第一項において準用する場合を含む。)

六項に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

(振替受入簿の閲覧等)

第三条 法附則第十三条第二号(法附則第二十七号、第二十八号第二号、第二十九号第二号、第三十号第二号、第三十一号第二号、第三十二号第二号、第三十四号第二号、第三十五号第二号、第三十六号第二号、第三十七号第二号、第三十九号第二号、第四十号第二号、第五十号第二号及び第五十一号第三号において準用する場合を含む。)及び第四十四号第二号に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(特例社債等の内容の公示)

第四条 第三条(第二号を除く。)の規定は、法附則第十七条第一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第十七条第二号の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。

2 第十条の二の規定は、法附則第二十七号第二号において準用する法附則第十七条第一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の二中「第三条第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替地方債」とあるのは、「第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十七号において準用する法附則第十七条第一号の同意に係る特例地方債」と読み替えるものとする。

3 第十条の三の規定は、法附則第二十八号第二号において準用する法附則第十七条第一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の三中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト、リ及び第二号」と、「第三条第一号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」とあるのは、「第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十八号第二号において準用する法附則第十七条第一号の同意に係る特例投資法人債(短期投資法人債を除く。)」と、「同条第二号中「短期社債」とあるのは「短期投資法人債」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替え

る」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

4 第十条の四の規定は、法附則第二十九号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の四中「第三条(第一号リを除く。)」とあるのは「第三条(第一号リ及び第二号を除く。)」の」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第二十九号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第十条の五の規定は、法附則第三十号第二号において準用する法附則第十七条第一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の五中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第三条第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第三十号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

6 第十条の六の規定は、法附則第三十一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の六中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト及びリ並びに第二号」と、「第三条第一号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第三十一号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する特例特別法人債」と、「同条第二号中「短期社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する

短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「ハ及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7 第十条の七第一号(第二号を除く。)の規定は、法附則第三十二号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の七第一号第一号中「法第六百二十一条において読み替えて準用する法第六百九号第一号の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」とあるのは、「法附則第三十二号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。

8 第十条の九の規定は、法附則第三十四号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の九中「第三十号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。

9 第十条の十の規定は、法附則第三十五号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

10 第十条の十一第一号の規定は、法附則第三十六号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の十一第一号中「第三号」とあるのは「第三号(第二号を除く。)」の」と、「第三条第一号中「振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「振替外債(短期外債を除く。)」とあるのは「第三条第一号中「第六十九号第一号第一号の振替社債(短期社債を除く。)」とあるのは「附則第三十六号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。

11 第十条の七第一号(第二号を除く。)の規定は、法附則第三十七号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条の七第一号第一号中「法第六百二十一条において読み替えて準用する法第六百九号第一号の信託の設定が、投資信託契約締結当初に係るもの」とあるのは、「法附則第三十七号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。」と読み替えるものとする。

12 第十条の九の規定は、法附則第三十九号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

13 第十条の十の規定は、法附則第四十号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

14 第三十六号の規定は、法附則第五十号第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

15 第三十六号の規定は、法附則第五十一号第三号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

第五条 振替機関は、法附則第十八号に規定する

公告をする場合には、当該振替機関の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものうち、当該振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により、附則第十七号第一号の通知に係る特例社債について、抹消により振替機関に備える振替受入簿中の各口座の全部において減額の記載又は記録がされる日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執る方法その他公衆に周知させるに適切な方法とするものとする。

2 前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項の規定は、法附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十七條第二項、第三十九條第二項、第四十條第二項、第五十條第二項及び第五十一條第三項において準用する法附則第十八條に規定する公告について準用する。
 (特例受託権に係る発行者の同意に関する公告)

第六條 法附則第四十九條の公告は、電磁的方法のうち、振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法により行うものとする。

2 前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
 3 振替機関が第一項の規定による公告を行うときは、法附則第四十八條第一項の通知に係る特例受託権について、振替機関の備える振替受入簿に記載され、又は記録されている当該特例受託権の全部につき振替口座簿の記載又は記録の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が同項各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置かなければならない。

附則 (平成十五年五月二三日内閣府・法務省令第三号)
 この命令は、平成十五年六月一日から施行する。
 附則 (平成一八年四月二六日内閣府・法務省令第五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年七月一三日内閣府・法務省令第二号)
 この命令は、信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日から施行する。
 附則 (平成一九年八月九日内閣府・法務省令第六号)
 この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
 附則 (平成一九年一月一四日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
 附則 (平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号)
 (施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。
 (特定振替機関による記載又は記録の方法)

第二条 改正法附則第七條第二項の規定により特定振替機関(同条第一項に規定する特定振替機関をいう。以下同じ。)が特定参加者(同条第一項に規定する特定参加者をいう。以下同じ。)のために開設した口座のうち自己口座(同条第七項に規定する自己口座をいう。)にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。
 一 当該特定参加者の参加者自己分(改正法附則第三条第二項に規定する参加者自己分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る株式(質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。)についての改正法附則第二条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号。以下「旧保振法」という。)第七條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。改正法第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「新振替法」という。)第二百九十九條第三項第二号に掲げる事項(以下この条から附則第四条までにおいて「銘柄」という。)を記載し、又は記録する欄

二 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項のうち株式の数、新振替法第二百九十九條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下「保有欄」という。)

三 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての第一条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律施行規則(以下「旧保振法施行規則」という。)第八條第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の

数、新振替法第二百九十九條第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
 四 第二号の規定による記載又は記録について、増加した旨及び施行日、新振替法第二百九十九條第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての旧保振法施行規則第八條第三号に掲げる事項、社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第三百七十号)の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号。以下「新振替法施行令」という。)第二十八條第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

2 改正法附則第七條第二項の規定により特定振替機関が特定参加者のために開設した口座のうち顧客口座(改正法附則第八條第六項第二号に規定する顧客口座をいう。)にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該顧客口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。
 一 当該特定参加者の顧客預託分(改正法附則第三条第二項に規定する顧客預託分をいう。以下この項において同じ。)に係る株式(当該特定参加者の質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。)及び当該特定参加者の参加者自己分に係る株式のうち当該特定振替機関の質権の目的であるものについての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。新振替法第二百九十九條第四項第一号に掲げる事項(銘柄に係る部分に限る。)を記載し、又は記録する欄

二 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式及び当該特定参加者の参加者自己分に係る株式のうち当該特定振替機関の質権の目的であるものについての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項のうち株式の数、新振替法第二百九十九條第四項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

3 改正法附則第七條第二項の規定により特定振替機関が特定質権者(同条第一項に規定する特定質権者をいう。以下この項において同じ。)のために同項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、特定質権者が当該株式の質権者である旨、当該数のうち当該株式の株主である特定参加者(この数並びに当該特定参加者の名称及び住所、質権欄(改正法附則第七條第六項に規定する質権欄をいう。以下同じ。))

三 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八條第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数、新振替法第二百九十九條第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
 四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日、新振替法第二百九十九條第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八條第三号に掲げる事項、新振替法施行令第二十八條第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
 (特定参加者による記載又は記録の方法)
 第三条 改正法附則第七條第四項の規定により特定参加者が顧客のために同条第三項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。
 一 当該顧客の株式(質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。)についての旧保振法第十五條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該顧客の株式についての旧保振法第十五條第二項第二号に掲げる事項のうち株式の数、保有欄
 三 当該顧客の株式についての旧保振法施行規則第七條第一項第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数、新振替法第二百九十九條第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
 四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日、新振替法第二百

二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該顧客の株式についての旧保振法施行規則第七條第一項第三号に掲げる事項 新振替法施行令第二十八條第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

2 改正法附則第七條第四項の規定により特定参加者が特定顧客質権者(同項の質権者をいう。以下この項において同じ。)のために同条第三項前段の規定により開設した口座に関する記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十五條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十五條第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、特定顧客質権者が当該株式の質権者である旨、当該顧客のうち当該株式の株主である顧客ごとの数並びに当該顧客の氏名又は名称及び住所 質権欄

三 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第七條第一項第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第百二十九條第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第百二十九條第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第七條第一項第三号に掲げる事項 新振替法施行令第二十八條第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

第四條 改正法附則第七條第六項の規定により特定参加者が同項の特定振替機関のために同条第五項前段の規定により開設した口座に関する記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く)。銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法第十七條第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、当該特定振替機関が質権者である旨、当該数のうち当該株式の株主である当該特定参加者ごとの数並びに当該特定参加者の名称及び住所 質権欄

三 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八條第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第百二十九條第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第百二十九條第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八條第三号に掲げる事項 新振替法施行令第二十八條第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄 (特定振替機関への通知事項)

第五條 改正法附則第八條第五項第九号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、株式の内容とする。(株券喪失登録)

第六條 改正法附則第九條第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百二十五條第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 当該申請をした者

二 会社法第二百二十六條第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 名義人

三 株券喪失登録日(会社法第二百二十一條第四号に規定する株券喪失登録日をいう。)の翌日から起算して一年を経過した場合(当該期間が経過する前に株券喪失登録が抹消された場合を除く)。株券喪失登録者

附則(平成二〇年九月二四日内閣府・法務省令第三号) この命令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

附則(平成二二年一月二二日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二二年七月一日)から施行する。

附則(平成二二年二月二二日内閣府・法務省令第三号) 抄 (施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

附則(平成二三年六月二九日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二二年法律第六十五号)の施行の日(平成二三年六月三十日)から施行する。

附則(平成二三年一月一六日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二三年十一月二十四日)から施行する。

附則(平成二四年二月一五日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二四年四月一日)から施行する。

附則(平成二六年六月六日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附則(平成二六年七月二日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二六年十二月一日)から施行する。

附則(平成二七年四月二八日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年五月一日)から施行する。

附則(令和元年六月二〇日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十日)から施行する。

附則(令和三年二月三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附則(令和五年二月二七日内閣府・法務省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。